

催し



あさけプラザ 卓球教室や高齢者講座など

問い合わせ あさけプラザ(☎63-0123)
■小学生卓球教室
 日時 6月3日・17日、7月1日・15日、
 8月5日・19日、9月2日・16日、10月
 7日・21日 いずれも土曜日 午後2
 時～4時 場所 あさけプラザ1階体
 育館 対象 小学生4～6年生定員
 40人(先着順) 申し込み 5月10日午
 前9時以降に電話であさけプラザへ
■高齢者講座「健康体操」
 日時 5月10日(水) 午後1時30分 場
 所 あさけプラザ1階第1集会室
■臨時休館 5月3日(祝)

アウトドアセミナー① 新緑の森でアウトドア料理!

日時 5月26日(金) 午後6時 場所
 少年自然の家 内容 野外炊事(ご飯・
 そばなどから選択) 参加料 700円
対象と定員 野外活動に興味のある高
 校生以上の人 50人 **申し込み** 5月
 10日(必着)までに、はがきに住所、名
 前、性別、年齢、勤務先、電話番号を
 書いて、☎512-1105 水沢町大谷
 1423-2 少年自然の家「アウトドアセ
 ミナー」係(☎29-3210)へ

じばさん市 新茶フェア とれたて新茶と生茶葉の販売

生茶葉の試食・販売や新茶の試飲・
 販売を行います。
日時 5月7日(日) 午前10時～午後5
 時 **場所** じばさん三重1階特設会場

協力 水沢茶農業協同組合 問い合わ
 せ じばさん三重(☎53-8100)

市立博物館 CDコンサートときらら号観望会

問い合わせ いずれも市立博物館プラ
 ネタリウム(☎55-2703)
**■CDコンサート「タンゴ特集『花よ
 りタンゴ』」**
 日時 5月12日(金) 午後6時30分～7
 時30分 場所 博物館5階プラネタリ
 ウム 曲目 「花売り娘」「可愛いアザ
 ミ」「バラのタンゴ」ほか **入場料**
 530円(全150席・前売り券発売中)
**■移動天文車「きらら号」観望会
 「月面ウォッチング」**
 日時 5月13日(土) 午後7時～8時30
 分(天候不順時は中止) 場所 市民
 公園(博物館東) **参加料** 無料(当
 日自由参加)

6月から 児童手当の支給対象年齢が引き上げられます

問い合わせ 保健福祉課(☎54-8163)

児童手当に関する法律が平成12年6
 月から改正され、3歳以上で義務教育
 就学前の児童を養育する父母などに
 対し、児童手当に相当する給付を行うこ
 とになりました。

■手当の受給

児童手当の受給は6月から新年度が
 始まり、翌年の5月で終了します(年
 度の途中で申請することもできます)。
 受給対象者は6歳就学前までの児童
 を養育しており、前年所得が一定額未
 満の人です。受給額は下記のとおりで、
 申請の翌月から支給対象月になり、
 毎年2月、6月、10月に前月分までを
 振り込みます。

なお、公務員の人は勤務先で手当を
 受けることとなりますので、ご注意く
 ださい。

第1子	5,000円(月額)
第2子	5,000円(月額)
第3子以降	10,000円(月額)

■所得制限の限度額

所得制限額は前年の所得額となりま
 す(1～5月は前々年)が、加入年金

①平成12年度 所得制限額表

扶養人数	児童手当	特例給付
0人	170万円	36.1万円
1人	208万円	39.9万円
2人	246万円	43.7万円
3人	284万円	47.5万円
4人	322万円	51.3万円
5人	360万円	55.1万円
6人以上は1人増えるごとに38万円加算		

の種類と税法上の扶養者の人数によっ
 て異なります。平成12年度の所得制限
 額は下表①のとおりです。国民年金加
 入者および年金未加入者は児童手当の
 欄を、サラリーマンの人などで厚生年
 金等加入者は特例給付の欄が適応され
 ます。それぞれの前年の所得から控除
 を差し引いた額が、限度額未満である
 場合、手当を受給することができます。
 各種控除は下表②のとおりです。

②控除額一覧表

控除対象	控除額
社会保険料分	8万円
市民税で受けた各種控除のうち	
医療費・雑損	当該控除額
小規模企業共済等掛金	当該控除額
障害者	27万円
特別障害者	35万円
老年者(65歳以上)	50万円
寡婦・寡夫・勤労学生	27万円
特別寡婦	35万円

③児童手当受給に関する各種申請時期と申請書類

申請時期	申請書類
①児童が生まれたとき	児童手当認定請求書
②出生などにより児童が増えたとき	児童手当認定請求書(額改訂)
③特例給付の所得制限で手当を受給して いる人が退職したとき	児童手当認定請求書(消滅届)
④受給者が公務員になったとき	
⑤養育している児童が別居したとき	別居看護申立書(市外へ転居する場合は 世帯全員の住民票を添付)
⑥児童を養育しなくなったとき	児童手当認定請求書(消滅届)
⑦実子でない児童を養育するとき	養育申立書(養子縁組されていれば不要)

■申請方法

手当を受給するには、児童の養育者
 の住所がある市町村で申請をします。

四日市市では保健福祉課または中部
 地区を除く各地区市民センターで申請
 ができます(公務員の人は勤務先で申
 請を行ってください)。

平成12年6月1日現在で手当受給に
 該当する年齢の児童がいる家庭の世帯
 主には、5月上旬に案内文書を送付し
 ます。該当すると思われる人は必ず申
 請してください。

また、現在児童手当を受給している
 人で、3歳以上の児童がいる家庭は、
 5月下旬に発送する現況届で資格の認
 定をします。現況届が届きましたら
 必ず提出してください。

児童手当受給に関する各種申請を行
 う時期および提出書類は表③のとおり
 です。